平成２１年（フ）第１８３３号
埼玉県川口市西川口１丁目35番７―1004号
ホーユウコンフォルト西川口
債務者　吉田　有輝
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
千葉県香取市佐原ロ2155番地１　志田住宅南５号室
債務者　高木由希子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２１年（フ）第４３４号
静岡県三島市藤代町14番地の８
債務者　柴原　春江
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６１１号
静岡県熱海市清水町６番15号丸源ビル60―209、前住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上734番地の26
債務者　元田　志郎
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６３９号
静岡県駿東郡小山町藤曲54番地の１　落合社宅Ａ３号
債務者　高部　優子
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３３号
静岡県三島市御園659番地の８、前住所静岡県三島市大場1086番地の310
債務者　五十嵐春美
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７号
静岡県伊東市桜木町１丁目５番２号　ポレスター桜木町401号
債務者　日吉　由香
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第７８号
愛知県清須市鍋片３丁目103番地
債務者　原田　健二
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７７号
名古屋市千種区御棚町２丁目50番地の２　悠山荘306号
債務者　倉橋　清美（旧姓藤岡）
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７２号
愛知県大府市東新町６丁目50番地
債務者　山口　　修
1　決定年月日時　平成22年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
沖縄県浦添市安波茶２丁目７番８号２Ｆ
債務者　小禄　豊章
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２９号
福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木57番地の６
債務者　山本　圭子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第２号
茨城県神栖市田畑426番地14
債務者　大堀　　衛
1　決定年月日時　平成22年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第８３号
神奈川県足柄上郡中井町井ノ口1814番地10
債務者　安藤よし子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８４号
神奈川県厚木市岡田４丁目２番14―305号
債務者　宮内　祥子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第６１号
愛知県一宮市春明字神宮84番地２
債務者　白澤　正輝
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第６２号
愛知県一宮市春明字神宮84番地２
債務者　白澤　正子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部